

税目	税率	税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除				
軽油引取税	1 klにつき15,000円 〔当分の間、引取に係るもの〕 1 klにつき32,100円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車税	1. 乗用車 営業用 総排気量 10 以下 年額 7,500円 10 超 1.50 以下 年額 8,500円 1.50 超 20 以下 年額 9,500円 20 超 2.50 以下 年額 13,800円 2.50 超 30 以下 年額 15,700円 30 超 3.50 以下 年額 17,900円 3.50 超 40 以下 年額 20,500円 40 超 4.50 以下 年額 23,600円 4.50 超 60 以下 年額 27,200円 60 超 年額 40,700円 自家用 総排気量 10 以下 年額 29,500円 10 超 1.50 以下 年額 34,500円 1.50 超 20 以下 年額 39,500円 20 超 2.50 以下 年額 45,000円	1. 左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日	(免除) 1. 商品であって使用しない自動車 2. 消防専用自動車及び救急専用自動車 3. もっぱら公益の用に直接供する自動車等知事の認めるもの 4. 平成24年1月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 (減免) 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの 2. 一定の身体障害者が所有する自動車等自ら運転するもの、又は重度身体障害者若しくは精神障害者が所有する自動車(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	2.50 超 30 以下 年額 51,000円 30 超 3.50 以下 年額 58,000円 3.50 超 40 以下 年額 66,500円 40 超 4.50 以下 年額 76,500円 4.50 超 60 以下 年額 88,000円 60 超 年額 111,000円				
	〔ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。〕				
	2. トラック 営業用 最大積載量 1 t 以下 年額 6,500円 1 t 超 2 t 以下 年額 9,000円 2 t 超 3 t 以下 年額 12,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 15,000円 4 t 超 5 t 以下 年額 18,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 22,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 25,500円 7 t 超 8 t 以下 年額 29,500円 8 t 超 年額29,500円に8tを 超える1t毎に4,700 円を加算した額 小型自動車に属するけん 引車 年額 7,500円 普通自動車に属するけん 引車 年額 15,100円	2. 左に同じ		所有する自動車を含む)で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車等、当該重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車等、当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く)が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの(以上いずれも1人について1台に限る。) 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する最大積載量8t以下の被けん引車 年額 7,500円 8t超の被けん引車 年額7,500円に8tを超える1t毎に3,800円を加算した額 最大乗車定員が4人以上であるもの 総排気量1ℓ以下 それぞれの年額に3,700円を加算した額 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 それぞれの年額に4,700円を加算した額 総排気量1.5ℓ超 それぞれの年額に6,300円を加算した額 自家用 最大積載量 1t以下 年額 8,000円 1t超2t以下 年額 11,500円 2t超3t以下 年額 16,000円 3t超4t以下 年額 20,500円 4t超5t以下 年額 25,500円 5t超6t以下 年額 30,000円 6t超7t以下 年額 35,000円 7t超8t以下 年額 40,500円 8t超 年額40,500円に8tを超える1t毎に6,300円を加算した額				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
	小型自動車に属するけん引車 年額 10,200円 普通自動車に属するけん引車 年額 20,600円 小型自動車に属する被けん引車 年額 5,300円 普通自動車に属する最大積載量8t以下の被けん引車 年額 10,200円 8t超の被けん引車 年額10,200円に8tを超える1t毎に5,100円を加算した額 最大乗車定員が4人以上であるもの 総排気量1ℓ以下 それぞれの年額に5,200円を加算した額 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 それぞれの年額に6,300円を加算した額 総排気量1.5ℓ超 それぞれの年額に8,000円を加算した額 3. バス 営業用 一般乗合用のもの 定員 30人以下 年額 12,000円 30人超40人以下 年額 14,500円 40人超50人以下 年額 17,500円 50人超60人以下 年額 20,000円 60人超70人以下 年額 22,500円	3. 左に同じ				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
70人超80人以下 年額 25,500円					
80人超 年額 29,000円					
一般乗合以外のもの 定員					
30人以下 年額 26,500円					
30人超40人以下 年額 32,000円					
40人超50人以下 年額 38,000円					
50人超60人以下 年額 44,000円					
60人超70人以下 年額 50,500円					
70人超80人以下 年額 57,000円					
80人超 年額 64,000円					
自家用 定員					
30人以下 年額 33,000円					
30人超40人以下 年額 41,000円					
40人超50人以下 年額 49,000円					
50人超60人以下 年額 57,000円					
60人超70人以下 年額 65,500円					
70人超80人以下 年額 74,000円					
80人超 年額 83,000円					
4. 三輪の小型自動車		4. 左に同じ			
営業用 年額 4,500円					
自家用 年額 6,000円					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
5. 特種用途自動車		5. 左に同じ			
営業用					
霊きゅう車 年額 10,100円					
その他 年額 13,500円					
自家用					
キャンピング車					
総排気量					
1ℓ以下 年額 23,600円					
1ℓ超 1.5ℓ以下 年額 27,600円					
1.5ℓ超 2ℓ以下 年額 31,600円					
2ℓ超 2.5ℓ以下 年額 36,000円					
2.5ℓ超 3ℓ以下 年額 40,800円					
3ℓ超 3.5ℓ以下 年額 46,400円					
3.5ℓ超 4ℓ以下 年額 53,200円					
4ℓ超 4.5ℓ以下 年額 61,200円					
4.5ℓ超 6ℓ以下 年額 70,400円					
6ℓ超 年額 88,800円					
その他 年額 18,400円					
<p>〔ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。〕</p>					
6. グリーン化税制		6. グリーン化税制			
(1) 税率の軽減		(1) 税率の軽減			
平成22年4月1日から平成23年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち		平成21年4月1日から平成22年3月31日までに新車新規登録された自動車のうち			
電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車 通常税率の概ね50%軽減		電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50%軽減			

税 目	税 率	前年度の税率	納 期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+25%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減 (2) 税率の重課 平成12年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成10年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+25%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+15%達成車 通常税率の概ね25%軽減 (2) 税率の重課 平成11年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成9年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課			
鉱区税	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円 3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の $\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。	左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月15日～ 5月31日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	